

# 捕獲情報収集システムの概要

## 環境省自然環境局 野生生物課鳥獣保護管理室

捕獲情報収集システムとは？

### (1) システム開発の背景と目的

近年、野生鳥獣、とりわけニホンジカ、イノシシといった特定の鳥獣の急激な生息数の増加や生息地の拡大による自然生態系、生活環境及び農林水産行への被害が深刻化しています。こうした事態に対応するため、一部の鳥獣については積極的に捕獲を行い、抜本的な鳥獣対策を進めるため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」の一部を改正し、平成 27 年 5 月 29 日に「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下、「鳥獣保護管理法」という。）を施行しました。

鳥獣の捕獲強化に伴い、鳥獣保護管理法に基づく捕獲報告等の事務量は増加し、新たに制度化された指定管理鳥獣捕獲等事業においては実施した捕獲事業ごとの評価が求められ、効率的かつ効果的な鳥獣管理の実行とその評価が求められています。

環境省では、このような鳥獣管理における現状と課題に対応するため、①増大しつつある捕獲情報の収集に係る事務を省力化、②膨大な捕獲情報の確実かつ迅速な収集への対応、③効率的・効果的な鳥獣管理の実行と評価のための基盤整備を目的に「捕獲情報収集システム」を開発しました。

### (2) システムの特徴と機能

捕獲情報収集システムは、環境省のデータセンター内に設置したサーバーに構築したシステムで、環境省、都道府県、市町村が各々の捕獲等の情報を入力し、捕獲情報を一元的に管理します。

システムの機能としては、①狩猟者・捕獲従事者から報告された捕獲等の情報の入力、集計、表・グラフへの出力、上位機関への報告事務の支援、②狩猟免許、狩猟者登録、捕獲許可に関するデータ管理、自治体内でのデータ共有、免状、登録証、許可証の印刷用データ出力等の事務支援、③鳥獣保護管理法の最新の法令、通知の共有、捕獲等情報の分析結果の共有の 3 つの機能があります。（①は平成 29 年度より供用開始、②、③は平成 29 年度に開発、平成 30 年度より供用開始予定）

捕獲情報収集システムの活用

増えすぎた鳥獣管理を進めるに当たっては、鳥獣の生息状況の把握や捕獲等鳥獣対策事業の効果検証が重要です。狩猟者・捕獲事業者の報告により得られる鳥獣の捕獲情報、目的情報を数値化し面的な情報としてとらえるため、システムの活用が望まれます。